

夢を実現する一歩のために… 2010 2月号 ミツヒロニュース



ス月です。立春を迎え花の便りが聞かれる頃となりました。今月は新年に立った計画をより具体化する時期です。現在のように厳しい社会情勢においては、新しいことに挑戦するよりも、従来得意としているものを基本と考え、お客様からの信頼を深めることが大切です。

光廣 昌史

今月のトピックス

- 「確定申告の時期がやってきました」…確定申告で気をつけるべきポイントなどを紹介します。
- 医療費控除 間違いやすいポイント
- あとかき ほめる力／お弁当の日

確定申告の時期がやってきました。

皆様もご存じの通り、**所得税の確定申告の季節**がやってきました。

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

今年は**2月16日（火）～3月15日（月）までが申告期間**となっていますので、早めの申告を心がけてください。

確定申告は下記のいずれかに当てはまる方に必要な申告となります。

① 給与所得がある方

（大部分の方は年末調整にて所得税が精算されるため、申告は不要です）

次の計算において**残額があり**、さらに（1）から（6）のいずれかに該当する方に必要となります。

- 各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得を求めます。
↓
- 課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。
↓
- 所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・森川まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

- (1) 給与の収入金額が **2,000 万円を超える**
- (2) 給与を **1 か所**から受けていて、各種の**所得金額**（給与所得、退職所得を除く）の合計額が **20 万円を超える**
- (3) 給与を **2 か所以上**から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が **20 万円を超える**
- (4) **同族会社の社員やその親族**などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた
- (5) 給与について**災害減免法**により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- (6) **在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方**などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、**残額がある**

③ 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、**源泉徴収されないものがある**

④ 医療費控除など年末調整後に調整すべき所得控除額がある

⑤ ①～③以外の方

次の計算において**残額がある**

● **各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）**から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

→●課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

→●所得税額から、配当控除額を差し引きます。

以上に該当する方は、確定申告が必要となります。

また、申告の際の提出などをスムーズに行うことができますので、**e-Tax**での申告もオススメです。当社においても電子申告を行っております。電子申告の初年度のみ**最高 5,000 円の税額控除**が受けられますが、税額控除を受ける場合には事前に開始手続書の提出や電子証明書の取得（費用がかかります）が必要となります。確定申告は、早めに行い、正しい申告をしましょう。

医療費控除の可否区分

確定申告において「**医療費控除**」という項目があります。「生計を一にする（※）配偶者その他の親族のために平成21年中に支払った医療費が、一定の金額（基本的には10万円）以上ある場合の控除」となります。

医療費控除については、控除項目として認められるか否かの判定を誤ってしまうことも多々あります。同じように医療行為を受けていても、控除対象になるとは限らないものもたくさんあるからです。

そこで、今回は、**医療費控除**について間違いやすいポイントを紹介いたします。

※生計を一にするとは・・・

日常の生活の資を共にすることをいう。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常を送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族の下で起居を共にしているときは、「生計を一にしている」ものとして取り扱われます。また、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

●適用要件についての間違いやすいポイント

２１年中に支払った医療費とは、**２１年１月１日～１２月３１日に支払った医療費**が控除対象となります。

●医療費控除に該当するか否か

◎該当するもの

- ・人工授精や不妊症の治療
- ・妊婦等の健診費用
- ・「老人保健施設」の利用料
- ・入院時食事療養費標準負担額
- ・眼内レンズ（白内障の治療に使用する）購入費
- ・視力回復に係る費用

◎該当しないもの

- ・通院に自家用車を使用した場合のガソリン代
- ・出産のために帰省する交通費
- ・美容整形手術の費用
- ・視力回復センターへの支払
- ・検眼費用
- ・人間ドックの費用
- ・診断書作成料
- ・防ダニ寝具の購入費用

◎条件つきで認められるもの

- ・松葉杖や車いすの購入費用・・・**足を骨折した者が医師の診療を受けるための通院用であれば可**
- ・売薬の購入代金・・・**通常は可、疾病予防・疲労回復・健康増進等の目的は不可**
- ・歯列矯正の費用・・・**児童が行う歯列矯正で治療の為にを行う場合は可**
- ・メガネ・補聴器の購入費用・・・**治療を受ける過程で必要なものは、可**
- ・カイロプラクティックの治療費・・・**施術者の資格の有無によって判断**
- ・禁煙治療・・・**肺ガンやその他の疾患を患う人が、治療のために医師の指示により禁煙治療を受けた場合にのみ、可**
- ・ピロリ菌の除去・・・**胃潰瘍や十二指腸潰瘍の患者の治療であれば可**

◎医師の証明書が必要なもの

- ・紙おむつ・・・医師の発行した「おむつ使用証明書」がある場合可 等
- ・ストマ用装具・・・人工肛門のストマ（排泄孔）は、「**ストマ用装具使用証明書**」を受けていれば対象となる
- ・温泉利用型健康増進施設・・・**厚労省認定の温泉利用型健康増進施設の利用で、治療のためであることの「温泉療養証明書」と認定施設の領収書がある場合可**

また、介護保険法「施設サービス」「居宅サービス」についての代表例は下記の通りです。

施設サービス	サービスの種類	内容	介護費 (1割負担額)	居住費・食費 (全額負担額)
A	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	△ (対象額の 1/2)	△ (対象額の 1/2)
	地域密着型介護老人福祉施設			
B	介護老人保健施設	老人保健施設	○	○
C	介護療養型医療施設	療養型病床群等	○	○

居宅サービス	サービスの種類		内容	介護費	滞在費・食費
	①	訪問看護	看護師などの訪問による①療養上の	○ (介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む)	
		介護予防訪問看護	世話、②必要な診療の補助		
	②	訪問リハビリテーション	在宅で診療に基づき実施されるリハビリ		
		介護予防訪問リハビリテーション	テーション(主治医が必要と認めたもの)		
	③	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・栄養士・歯科		
		介護予防居宅療養管理指導	衛生士による療養上の管理・指導		
	④	通所リハビリテーション	デイケア		
		介護予防通所リハビリテーション	(医療機関でのデイサービス)		○
	⑤	短期入所療養介護	ショートステイ		
介護予防短期入所療養介護		(B・Cへの短期入所)	○		

参考文献

- 国税庁「所得税の確定申告の手引き」
- 確定申告で誤りやすい事項 ～個人課税関係～

他

確定申告の時期における営業日等のお知らせ

上記の記事にでも紹介しましたが、確定申告の時期がやってまいりました。

今年は3月15日(月)が申告期限となっていますが、

早期申告を目標に当事務所の最終申告目標日を**3月10日(水)**としております

尚、**2月13日(土)、20日(土)、27日(土)、3月6日(土)**は、

9時から17時まで営業しております。

何卒ご協力のほど宜しくお願いいたします。

あとがき

下田です。先日、『ほめる力』をテーマにしたテレビ番組が放映されていました。不況が続く、頑張っても頑張っても報われないという苛立ちや焦り、また成果主義が重んじられて来た中で自信を無くし果てには心の病で自殺者が急増している今、家庭や企業において「ほめる」ことで自信を取り戻す取り組みがされているというものでした。ポイントは、相手を『安心』させること。『いつも見守られている』『必要とされている』という安心感を相手に与えること。誰かをほめようと思ったら、自ずとその人のことをしっかり見て相手を知る努力をすることが必要となりますし、お互いのことを認め合うことにもなりますよね。もちろん私も社長や上司にほめられると嬉しいですし、俄然やる気が沸いてきます！トップの意識が変われば、社員の意識も変わります。社員が元気になるれば会社も活気づきます。ほめる事に慣れない間は『いつもありがとう』という感謝の言葉でも良いのだと思います。ほめ上手になって円満な家庭、そして活気のある企業を築き不況を乗り切っていきましょう。

森川です。最近、「すごい 弁当力！」という本を読みました。最近広がりつつある運動のようなのですが、学校などで「お弁当の日」を作って、その日は生徒にお弁当を作って持って来させるそうです。最初は、親の反対が多々ある中、調整して何とか実施に至ったようですが、この「お弁当の日」により、子供が普段お弁当を作ってくれる親の愛情を改めて感じる事ができ、お弁当を作ることができたという自信が自尊心に繋がり、自立したいと潜在的に思っている子供の気持ちを前向きにさせ、早起き習慣が身に付くといったことなど、効果絶大！だったそうです。最近では子供だけでなく社会人の「お弁当の日」もあるそうです。私もお弁当を作ることがありますが、食物や親に対する感謝の気持ち、とっても感じる事が出来ます。子供さんにもご自分でも「お弁当の日」、ちょっとオススメかもしれません。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

